

保護者の皆様

箱根町教育委員会
箱根町立湯本小学校長

町立学校における新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休校期間 の延長等について

日頃より本町立学校における学校教育にご理解とご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、連日新型コロナウイルス感染症について報道されておりますが、令和2年4月7日に国が「緊急事態宣言」を発令しました。

本町教育委員会では、「緊急事態宣言」を受けて、次のとおり本町立小・中学校の臨時休校期間を5月6日（水）まで延長するとともに、4月13日（月）に予定していた登校日は行わないこととしました。

保護者の方におかれましては、趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願いいたします。

1 休校の期間

令和2年5月6日（水）まで

※ 休校の期間は、今後の状況により変更する場合があります。

2 児童・生徒の家庭での過ごし方

【健康面】

- ・毎朝、検温し、学校から配付された「健康観察票」を活用し、健康観察してください。
- ・37度5分以上の発熱や風邪の症状がある場合は、学校に連絡してください。
- ・緊急を要しない外出や人が集まる場所へ行くことはできるだけ避け、基本的に自宅で過ごしてください。
- ・手洗い・うがい・咳エチケット（咳をしている場合はマスクの着用）の徹底をしてください。
- ・日頃から規則正しい生活習慣を送ってください。

【学習面】

- ・学校から配付されたプリントや学校ホームページに掲載される学習課題等により、家庭学習を行ってください。

3 相談窓口の設置

保護者の皆様からの相談窓口を学校に設置しますので、何かお困りのことがありましたら、学校に相談してください（平日8時10分～16時40分、TEL85-5414）。

4 学校との連絡

学校から家庭への連絡は、マチコミメールまたは電話で行います。
また、週に1回程度、学校より健康確認のための電話連絡を行います。

5 その他

放課後児童クラブとこども宅食サービス事業については、町子育て支援課（TEL85-9595）へお問合せください。